特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
身延町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務における特定情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
身延町長

公表日
令和7年3月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 　予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 　なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介 して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表14、126項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153、154項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政選挙担当　電話0556-42-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課　電話0556-20-4611

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[○]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。 また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一漏えい等事案が発生した場合の対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1-5　評価実施機関における担当部署　①部署	総務課　庶務担当	福祉保健課	事後	公表後の見直しによる
	1-5　評価実施機関における担当部署　②所属長	総務課長	福祉保健課長	事後	公表後の見直しによる
	1-8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当　電話0556-42-2111	福祉保健課　電話0556-20-4611	事後	公表後の見直しによる
	Ⅱ　しきい値判断項目	2015/3/25	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	Ⅳ　リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
令和3年2月1日	評価書名	予防接種法に関する事務　基礎項目評価書	予防接種に関する事務　基礎項目評価書	事後	特定個人情報88番追加のため
令和3年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	身延町は、予防接種法に関する事務における特定情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人	身延町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する	事後	特定個人情報88番追加のため
令和3年2月1日	Ⅰ－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについ	事後	特定個人情報88番追加のため
令和3年2月1日	Ⅰ－3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67	事後	特定個人情報88番追加のため
令和3年2月1日	Ⅰ－4.情報提供のネットワークシステムによる情報提供	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】行わない	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】行わない	事後	特定個人情報88番追加のため
令和3年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目	2019/4/1	2021/2/1	事後	公表後の見直しによる
令和3年6月7日	Ⅰ－4.情報提供のネットワークシステムによる情報提供	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】行わない	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】115の2項	事後	公表後の見直しによる
	Ⅰ－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについ	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについ	事後	
	Ⅰ－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム 統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム、中間サーバー	事後	
	Ⅰ－3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67	番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67	事後	
	Ⅰ－4.情報提供のネットワークシステムによる情報提供	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】115の2項	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】115の2項	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
	Ⅰ－3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67	号法第9条第1項　別表第一　10、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条、第67	事後	
令和4年9月30日	Ⅰ-1①事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事後	公表後の見直しによる
	Ⅰ-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課　庶務担当　電話055-42-2111	総務課行政選挙担当　電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	Ⅳ-4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目	2021/2/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和7年3月14日	Ⅰ-1②事務の概要		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	Ⅰ-3法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	Ⅰ-4②法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	Ⅱ　しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	Ⅳ-8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	様式の変更による
	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] [十分である] 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規		様式の変更による